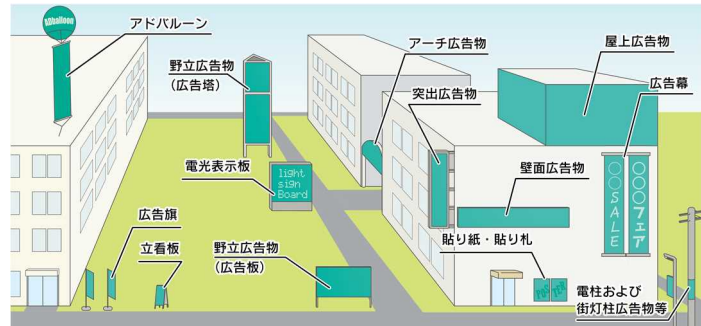


ご存じですか？

“屋外広告物”のルール

屋外広告物って？

文字、イラスト、写真およびシンボルマークなど、常時または一定の期間継続して、屋外で公衆（不特定多数）に対して表示されている看板などのことです。なお、営利を目的とするものに限られません。



許可の手続きが必要かも？



彦根市内において屋外広告物を表示または掲出する場合は、彦根市屋外広告物条例に基づき、設置場所の地域および広告物の種類などによって、あらかじめ許可を受ける必要があります。

許可の必要な屋外広告物が未手続の場合は、違反広告物に該当しますので、すみやかに許可申請の手続きをお願いします。ご相談は、下記の問い合わせ先までお願いします。

こんな場合は？

Q. 自分が所有する敷地に自分のお店の名前を表示しているだけなのに許可が必要？

→A. 屋外広告物は、景観の重要な構成要素です。自己の所有地や事業所等に自己の事業内容等を表示する場合、自家用の屋外広告物に該当し、総面積によって許可申請の手続きを行う必要があります。

Q. 何年も前からすでに設置されている、いまさら言われてもよくわからない。

→A. 既存の物件であっても、彦根市屋外広告物条例に基づく手続き、許可基準への適合や定期的な安全点検の義務が生じます。

Q. 屋外広告物の新設や改修を行おうと思うが、どこに頼めばいいの？

→A. 屋外広告物の設置工事を他者へ請け負わせる場合は、滋賀県屋外広告業の登録を受けた業者でなければなりません。必ず発注前に登録の有無を確認してください。

Q. 許可を受けない場合、罰則はあるの？

→A. 法令違反者に対しては、法令を遵守するよう指導を行いますが、応じていただけない場合は条例に基づき、氏名の公表や罰金を科すことがありますので、適切な許可手続きをお願いします。

Q. 詳しい基準が知りたい。

→A. 彦根市HP上に制度をわかりやすくまとめた「彦根市屋外広告物ガイドライン」を掲載しております。また、下記問い合わせ先窓口でも、冊子を配布しています。



●彦根市HPから本制度についてご覧になれます。

トップページ

→「事業者の方へ」

→「景観まちなみ」

→「屋外広告物」



【問い合わせ先】

〒522-8501 彦根市元町4番2号

彦根市 都市政策部 建築指導課 景観まちなみ室

TEL 0749-30-6148 ・ FAX 0749-24-8517

E-mail keikan@ma.city.hikone.shiga.jp